

学校のきまり

規則正しく、秩序のある学校生活を送るために、次のきまりを守りましょう。

1. 登校・下校の時間を守りましょう。

※登校時間：年間を通して8時30分です。

(部活動の朝練習は、7時40分からです。)

※下校時間：日没に合わせて次のとおりになっています。

4／1～9／15 18：00

9／16～9／30 17：45

10／1～10／15 17：30

10／16～10／31 17：15

11／1～11／15 17：00

11／16～11／30 16：45

12／1～12／28 16：30

1／1～1／31 17：00

2／1～2／28 17：15

3／1～3／31 17：30

2. 服装のきまりを守りましょう。

※登下校時は、原則制服。(委員会を除く諸活動後の下校時はジャージ等のままでもよい。)

※校内での服装は、制服又は学校指定の体育着。

・清掃時は、ジャージ(体育着)に着替える。

・給食当番は指定のものを着用する。

(1) 服 装

① 基本の服装

(旧制服時)

標準詰襟学生服、または指定の制服、ベスト、スカート及びYシャツとする。

制服のスカートの長さは膝が隠れる程度(皿の下のくぼみ)とする。

制服のブレザーのボタンは留め、中にベストを着用する。

(新制服時)

指定の制服、Yシャツ、ネクタイを着用する。

制服のスカートの長さは膝が隠れる程度(皿の下のくぼみ)とする。

制服のブレザーのボタンは留める。

② 暑いと判断する日の服装

(旧制服時)

白Yシャツ及び標準学生ズボン、または指定のスカートとする。開襟シャツは禁止。

ベストは着用しなくてもよい。

(新制服時)

ブレザーは着なくともよい。

ブレザーを着用しない場合には、半そでまた、長そでのYシャツとする。

また、ネクタイは着用しなくてもよい。

※①, ②いずれの場合も、校内を制服で過ごす場合には胸に名札をつける。

③ 靴下について、ニーハイソックスは不可（スカートを短くすること防止のため。）

④ 通学靴は、運動に適した靴とする。ただし、高価なものは避けるようとする。

⑤ 上履きは、学年色または白とする。

⑥ 体育館履きは、指定のものとする。

⑦ コート・セーター等について

ア. コートについては、無地のものとする。

イ. ウィンドブレーカーについて

部活動で購入の場合には、顧問等と相談し、決定する。

ただし、登校については、上だけとし、前を開けない。

個人でのウィンドブレーカー購入希望者について（部活動未加入者・途中退部も含む）は、特に規定はないが、着用の規則はイと同様とする。

色や形等の心配があれば担任が預かり、生徒指導主任（担当）へ確認する。

ウ. セーター、ベスト、カーディガン等について

ブレザーもしくは、ジャージの中に着るものとする。

(2) 頭髪

① 頭髪は、冠婚葬祭や受験（受検）に通用する髪型、（入学式や入社式等に出席する際と同程度）とする。パーマ・染色・脱色などの加工をすることや整髪料を使用することは禁止。

髪が肩にかかる長さを超えている場合、実技授業を中心とした学校生活の妨げになる可能性があるため、黒または紺系統のゴムで結ぶこととする。

② 顔に関する化粧、まゆ毛やアイプチ等の加工は頭髪と同様、禁止。

※夏の帽子は、可（ただし、登下校のみ）

(3) 通学用バッグ

学校指定のバッグとする。

ただし、荷物が多い場合は、別のバッグも用意し、学校生活に差し支えないものとする。

3. その他の規定

(1) 欠席、遅刻、早退の場合は、必ず学校へ届ける。（生徒手帳を使って届ける。緊急の場合は、保護者の電話でもよい。）

(2) 自転車通学者は特に交通安全に気を付け、決められた自転車を使用する。許可された自転車には許可シールを貼る。また、自転車通学者も含め、登下校、部活動、学校行事等で自転車を使用する場合には、ヘルメットを着用することとする。

- (3) 持ち物には必ず名前を書く。また、学習に
関係のない物は持つてこない。教科による授
業等で指示された場合を除き、カッターナイ
フ等の刃物（はさみを除く）の持ち込みは禁
止とする。
- (4) 給食がなく昼食が必要な場合は、弁当を持
参する。学校から外出して買いに出ることは
禁止。飲み物は必ず水筒に入れる。